

太陽光発電事業計画

太陽光発電事業計画				備 考
太陽光発電事業実施予定者（認定太陽光発電事業実施者） 情報	氏名又は名称		GPSSホールディングス株式会社	
	代表者	役職	代表取締役	
		氏名	目崎 雅昭	
	役員	役職	代表取締役	
		氏名	倉田 隆広	
		役職	取締役	
		氏名	寺岡 達矢	
		役職	取締役	
	住所	(〒105- 0014) 東京都港区芝二丁目5番10号芝公園NDビル6階		☒ 別紙あり
	法定代理人	氏名	なし	
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する有主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の有無（太陽光発電事業実施予定者（認定太陽光発電事業実施者）が法人である場合に記載すること。）			☒ 有・無	☒ 別紙あり
太陽光発電事業の実施時期 内容及び	太陽光発電事業の名称		和歌山県伊都郡九度山町太陽光発電所	
	太陽光発電事業の内容		土地の造成、太陽光発電所の設置工事、運営、維持管理、事業終了後の廃止	
	太陽光発電設備の合計出力		832.5kW	
	実施時期	造成工事	2022年12月15日 から 2023年2月28日まで	
		設置工事	2023年2月6日 から 2023年5月19日まで	
		発電期間	2023年5月19日 から 2048年5月18日まで	
事業廃止		2048年 12月 31日		
事業区域	所在地	和歌山県伊都郡九度山町大字河根字辻之内216-4		☐ 別紙あり
	面積	事業区域 9,926㎡ うち森林（工事前 6,648㎡ 工事後 0㎡）		
太陽光発電事業の用に供する土地の造成の方法に関する事項				第2面のとおり
太陽光発電の設置の方法に関する事項				第3面のとおり
太陽光発電事業の維持管理の方法に関する事項				第4面のとおり
太陽光発電事業の廃止の方法に関する事項				第5面のとおり
太陽光発電事業を適正に行うために講ずる措置に関する事項その他の事項				第6面のとおり

太陽光発電事業の用に供する土地の造成の方法に関する事項

造成する土地の位置	和歌山県伊都郡九度山町大字河根字辻之内 216-4		☐ 別紙あり
造成工事の内容	図面参照		☒ 別紙あり
	切土又は盛土をする土地の面積	盛土 2,896 + 切土 7,030 m ²	切土面積は「伐採・除草エリアも含まれる」
	切土の土量	3,704m ³	
	盛土の土量	3,846m ³	
造成工事の期間	2022 年 12 月 15 日から 2023 年 2 月 28 日まで		☐ 別紙あり
造成工事の工程	工程表参照		☒ 別紙あり
造成工事の施工前と施工後の土地の形質の変更の状況	切土による発生土(岩質)、再生砕石材による盛土による追加・変更、地盤改良		☐ 別紙あり
工事 施工者	住所	東京都港区芝 2-5-10 芝公園 ND ビル 7 階	
	氏名等	GPSS エンジニアリング株式会社	
	電話番号	03-6435-2391	

太陽光発電設備の設置の方法に関する事項

太陽光発電設備の構造	図面参照		☒ 別紙あり
太陽光発電設備の合計出力	832.5 kW		
太陽光発電設備の事業区域内の位置	和歌山県伊都郡九度山町大字河根字辻之内216-4		☐ 別紙あり
太陽電池に係る事項	製造事業者名	JASolar	
	型式番号	JAM72D10-410/MB	
	設置枚数	2430 枚	
	太陽電池の合計出力	996.3 kW	
	設置面積	4,921 m ²	
	角度	5, 10, 15 度	
パワーコンディショナーに係る事項	製造事業者名	SUNGROW	
	型式番号	SG49.5CX-JP	
	設置箇所数	16 箇所	
	出力	49.8kW×9台+54.9kW×7台 ※49.5KWを出力制御	
太陽光発電設備の設置工事の内容	図面参照		☒ 別紙あり
太陽光発電設備の設置工事の期間	2023年2月6日 から 2023年5月19日まで		
太陽光発電設備の設置工事の工程	工程表参照		☒ 別紙あり
工事施工者	住所	東京都港区芝2-5-10 芝公園NDビル7階	
	氏名等	GPSSエンジニアリング株式会社	
	電話番号	03-6435-2391	

太陽光発電事業の維持管理に関する事項

発電期間		2023年5月19日 から 2048年5月18日まで		
周辺環境の保全のため 達成することとした環 境の構成要素に係る項 目、数値及び測定頻度		環境影響調査書記載の通り		
設備 の 点 検	点検の項目	電気検査、架台検査、目視点検		☐ 別紙あり
	点検の頻度	電気検査及び架台検査は1年毎、目視点検は3ヶ月毎		☐ 別紙あり
	点検予定業者 等	住所	東京都港区芝2-5-10 芝公園NDビル7階	
		氏名等	GPSSエンジニアリング株式会社	
	電話番号	03-6435-2391		
事業区域の管理者		住所	東京都港区芝2-5-10 芝公園NDビル7階	
		氏名等	関口 忠晴	
		電話番号	03-6435-2391	
		管理内容	O&M	
緊急時の連絡先		住所	東京都港区芝2-5-10 芝公園NDビル7階	
		氏名等	関口 忠晴	
		電話番号	03-6435-2391	
その他の連絡先		住所	東京都港区芝2-5-10 芝公園NDビル7階	
		氏名等	関口 忠晴	
		電話番号	03-6435-2391	

太陽光発電事業の廃止の方法に関する事項

廃止予定年月日	2048年 12月 31日	
太陽光発電設備の解体及び撤去に関する工事の内容	建設リサイクル法に基づく建設副産物は適切に処理。 基礎コンクリートは破砕の上処分。 電材及び架台資材は再生資源として処分。 太陽光モジュールは専門の処分場にて破砕の上資源をリサイクルする。	
廃棄物の処理方法	「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）平成30年環境省」に示されている図4.4-1に示すフローを参考に実施する計画である。（フロー図は環境影響調査書のP35参照）なお、リユース又はリサイクルが困難な廃プラは処分する方針である。	☐ 別紙あり
太陽光発電設備の撤去後の土地の整備方針	更地にする予定だが、撤去時期における土地または周辺の状況を鑑みた対応を行なう方針である。	☐ 別紙あり
太陽光発電事業の廃止に要する費用の見積り	約7百万円	☐ 別紙あり
太陽光発電事業の廃止に要する費用の確保に関する方法	資源エネルギー庁が公表している「廃棄等費用積立ガイドライン（2021年9月公表）」を遵守した形で、自社で積立てまたは電力広域的運営推進機関への預け入れを行なう方針である。 PDF： https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/sai/ene/kaitori/dl/fit_2017/legal/haiki_hiyou.pdf	☐ 別紙あり

太陽光発電事業を適正に行うために講ずる措置に関する事項その他の事項

①太陽光発電事業の実施に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の発生を防止するために講ずる措置の内容（事業区域内に森林がある場合は、当該森林が現に有する公益的機能からみて太陽光発電事業の実施により土砂の流出、水害等が発生することを防止するために講ずる措置の内容を含む。）	本事業区域は碎石場跡地であり、地形、地質及び土地の安全性に影響を及ぼすような大規模な造成工事は実施しない計画である。そのうえで、排水や土砂流出に関しては、林発基準や和歌山県の降雨強度、現地流域に即した防災小堤によるオンサイト調整池の貯留量で計画して対策をしている。
②太陽光発電設備の構造強度を保持するために講ずる措置の内容	「地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン 2019 年版」に従って安全性を担保して設計を行います。 【web 頁】 https://www.jpea.gr.jp/feature/design/ 【ガイドライン】 https://www.nedo.go.jp/content/100895022.pdf
③太陽光発電事業の実施に伴い生じる環境影響に対して講ずる措置の内容	環境影響調査書を参照
④事業区域に係る景観計画に定める良好な景観の形成のために講ずる措置の内容	事業区域周辺の主要な眺望点からは眺望できないことから影響は小さいと予測した。環境保全措置については、和歌山県景観ガイドラインに基づき、太陽光パネルの色彩などは、周辺の景観と調和した色彩である黒色、濃紺色とし、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用するなど、景観に配慮した環境保全措置を計画した。
⑤太陽光発電事業の実施に際して関係法令及び関係法令に基づく命令、関係する府県の条例及び当該条例に基づく命令並びに当該事業区域を管轄する市町村の条例及び当該条例に基づく命令の規定に違反しないために講ずる措置の内容	当該事業に係る法令及び関連法令に基づく命令に違反しないために、社内に関係法令を把握する担当を配置し、関係官庁からの指示等に速やかに対処できるよう処置します。
⑥太陽光発電事業の実施と、県が定める基本計画等その他太陽光発電事業に係る計画及び当該事業区域を管轄する市町村が定める太陽光発電事業に係る計画との整合性を確保するために講ずる措置の内容	第5次和歌山県環境基本計画との整合性を確保するために、環境との調和に配慮した設置場所の設定や環境配慮、安全性の確保を行います。

⑦反射光による周辺の生活環境への影響に係る
説明

環境影響調査書を参照

G P S S ホールディングス株式会社

株主名簿

令和 4 年 3 月 31 日 現在

G P S S ホールディングス株式会社

代表取締役 目崎 雅昭

株主の氏名	住 所	所有株式数	株式の取得日	株券の表示
目崎 雅昭	神奈川県横浜市中区山手町 244 番地 17-ハ イコート山手パレ 244 南館 101 号	960 株	令和 1 年 9 月 2 日	不発行
目崎 優美子	神奈川県横浜市中区山手町 244 番地 17-ハ イコート山手パレ 244 南館 101 号	480 株	令和 1 年 9 月 2 日	不発行
倉田 隆広	東京都千代田区神田猿楽町二丁目 4 番 11 号 御茶ノ水ロイヤルハイツ 606 号	720 株	令和 1 年 9 月 2 日	不発行
倉田 隆広 (信託財産に属する株式)	東京都千代田区神田猿楽町二丁目 4 番 11 号 御茶ノ水ロイヤルハイツ 606 号	240 株	令和 3 年 1 0 月 1 日	不発行
J A 三井リース株式会社	東京都中央区銀座 8-13-1 銀座三井ビルデ ィング	25 株	令和 2 年 3 月 3 1 日	不発行

別紙

太陽光発電事業実施予定者（認定太陽光発電事業実施者） 情報	氏名又は名称		GPSSホールディングス株式会社
	代表者	役職	代表取締役
		氏名	目崎 雅昭
		役職	代表取締役
		氏名	倉田 隆広
	役員	役職	取締役
		氏名	寺岡 達矢
		役職	取締役
		氏名	今井 光
		役職	取締役
		氏名	門多 丈
		役職	取締役
		氏名	野宮 博
		役職	取締役
		氏名	五十嵐 康博
		役職	取締役
		氏名	宮本 修平
		役職	監視役
		氏名	松本 靖彦

九度山辻之内太陽光発電所建設工事 計画工程

[illegible]

太陽光発電事業計画認定申請書

令和4年10月4日

和歌山県知事 様

住 所 （〒105-0014）

東京都港区芝二丁目5番10号芝公園NDビル6階

申請者

氏 名 GPSSホールディングス株式会社

代表取締役 目 崎 雅 昭

電話番号 03-6435-2391

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例（以下「条例」という。）第7条第1項の規定により、太陽光発電事業計画の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

実施した説明会の概要		第2面のとおり
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）の認定情報	認定年月日	2019年 3月 8日
	識別番号（認定ID）	AZ99980E30
	認定事業者の氏名又は名称並びに法人にあっては、その代表者の氏名	GPSSホールディングス株式会社
	認定発電設備の区分	太陽光発電設備
	認定発電設備の発電出力	832.5kW
	認定発電設備の所在地	和歌山県伊都郡九度山町大字河根字辻之内216-4
添付書類	①太陽光発電事業計画書	
	②説明会を実施したことを証する書面（第2面に添付すること。）	
	③条例第4条に規定する協議の結果を記載した書面	
	④申請者が法人である場合は定款又は寄附行為及び登記事項証明書、申請者が個人である場合は住民票	
	⑤条例第11条第2項各号のいずれにも該当しない者である旨を誓約する書面	
	⑥太陽光発電事業を実施することが周辺地域の自然環境、生活環境、景観等に及ぼす影響について記載した書面	
	⑦その他知事が必要と認める書面	

(第2面)

説明会 の概要	九度山町役場（住民課）との相談で事業用地にかかる河根区への事業説明の実施を決め、その旨を県へ報告し了承を得ました。河根区の松嶋区長との面談では事業内容の周知は回覧板での戸別配布で行いたいとのことでしたので、河根区の118世帯に対して戸別配布を実施いたしました。	
太陽光 発電事 業計画 の案に 対する 住民の 意見の 反映状 況	住民の意見の概要	太陽光発電事業計画の案への反映状況の概要
	松嶋区長→工事着工前に通知を行い、安全に進めてほしい。	着工前に改めて回覧板による工事着工案内を河根区で実施。工事車両の出入り口には車両出入口の看板設置。

※手数料欄



令和4年9月30日

実施証明書

九度山町河根区
区長 松嶋 好朗



下記内容の各戸配布を河根区内において実施したことを証明する。

■配布資料：九度山町辻ノ内太陽光発電事業計画のお知らせ

■配布開始日：9/26（月）～

■配布世帯数：118 世帯

①祇園・妙見・大將軍：32 世帯

②宮垣内・丹生：12 世帯

③河根峠・硯水：22 世帯

④繁野第一・繁野第二：32 世帯

⑤友愛：20 世帯

太陽光発電事業計画のお知らせ

ご近隣の皆様方には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

この度、和歌山県伊都郡九度山町大字河根字辻之内216-4にて太陽光発電事業を計画させていただきますGPSSホールディングス株式会社と申します。現在、和歌山県及び九度山町と太陽光発電事業開発の協議をさせていただいております。来年の1月着工を目途に開発を進めております。下記計画概要のご確認をお願いいたします。何かご不明点がございましたら下記連絡先までお願いいたします。

- 事業名：辻ノ内太陽光発電所(発電容量996.3kW)
- 事業場所：和歌山県伊都郡九度山町大字河根字辻之内216-4
- 工事期間：2023年1月～2023年6月（予定）
- 事業主：GPSSホールディングス株式会社

詳細資料公表

期 間：2022年10月14日～11月11日（予定）

場 所：九度山町中央公民館1階（町役場隣り）

インターネット
による公表：<https://gpssgroup.jp/news/>

工事予定期間

造成工事：2023年1月～2023年3月（予定）

設置工事：2023年4月～2023年6月（予定）

※工事の進捗次第で期間が変更になる場合もございます。



- お問合せ先：SSIM株式会社（GPSSホールディングスグループ）

開発担当／手塚雄太 080-6266-5669

2022年2月21日

協議事項対応報告書

和歌山県環境生活部環境政策局
環境生活総務課長 様

住 所 (〒105-0014)

報告者

GPSS ホールディングス株式会社
東京都港区芝二丁目 5 番 10 号芝公園ND ビル 6 階
氏 名 代表取締役 目 崎 雅 昭

電話番号 03-6435-2391

2021年7月30日付けで通知のあった協議事項についての対応内容を報告します。

記

事前協議申出書受理年月日		2021 年 6 月 11 日
太陽光発電 事業の名称	和歌山県伊都郡九度山町太陽光発電所	
事業区域	所在地	和歌山県伊都郡九度山町大字河根字辻之内216・4
	面 積	9,643㎡
太陽光発電 設備	合計出力	832.5 k W
対応内容	別紙のとおり	

備考 太陽光発電事業計画の案の原案を添付すること。

別紙 県庁本庁課室に係る協議事項対応表

担当部署	協議事項	対応内容
危機管理・消防課	変電設備及び蓄電池設備を設置する場合には、消防法及び伊都消防組合火災予防条例等の規定に基づくとともに、伊都消防組合消防本部の指導を受け、適切な措置を講じること。	伊都消防組合消防本部に手続き確認済。変電設備設置届出を受変電設備の設置前に提出し、設置後に消防本部に現地確認をしていただきます。
災害対策課	意見なし	—
地域政策課	意見なし	—
環境生活総務課	① 和歌山県環境影響評価技術指針に基づき、事業特性と地域特性を把握した上で、適切に環境影響調査を実施し、環境影響調査書(案)を協議事項対応報告書に添付すること。 ② 住民説明会の対象範囲については、説明会の周知を行うまでに、事業者として説明を行うべき範囲を検討し、地図等で位置を明らかにした上で、環境生活総務課と協議すること。 ③ 協議事項対応報告書は、知事あて正本1部、副本6部提出すること(副本6部に事業者控えは含んでおりません。) ④ 令和3年4月1日に「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令」(令和3年経済産業省令第29号)が新たに制定・施行されたので、その内容を確認し、必要に応じて適切な対応を行うこと。なお、当該技術基準においては、土砂流出や地盤崩落等への対策、公害等の防止等の基準も規定されている。 ⑤ 土地利用計画図(パネル配置図)においてフェンスと発電設備が近接している。電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則(平成二十四年経済産業省令第四十六号)第5条第3号及び事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)を確認し、適切な対応を行うこと。	① 和歌山県環境影響評価技術指針に基づき、環境影響調査書を作成し、添付いたします。 ② 住民説明会の対象範囲に関しては九度山町役場指導のもと自治会と相談、設定し、県に対して協議いたします。 ③ 承知いたしました。 ④ 発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令に従って設計を進めます。 ⑤ 周囲の土地状況により公衆が立ち入る恐れはないため、構内に取扱者以外の者が立ち入らないような措置は、原則として入口門扉のみとし、フェンス等の施設は行いません。 造成後に、電気主任技術者立ち会いのもと、点検の際に転落の恐れがある箇所を目視で確認し、その箇所には手すり等の転落を防止する措置を講じます。 図面上のフェンスラインは、事業範囲の目安として表記しているに過ぎません。 この対応方法に関しては経産省に問題ないことを確認しました。
自然環境室	意見なし	—
循環型社	意見なし	—

会推進課		
廃棄物指導室	① 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例 ・当該事業区域内で発生した産業廃棄物を、区域外の100m²以上の土地に保管する場合は、事前に届出が必要です。（2に該当する場合を除く。） ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・当該事業区域内の建設工事に伴い生じた産業廃棄物を、区域外の300m²以上の土地に保管する場合は、事前に届出が必要です。	① 該当しません。すべて区域内で保管して取集運搬許可業者により最終処分場へ運搬し処分いたします。 ② 該当しません。すべて区域内で保管して取集運搬許可業者により最終処分場へ運搬し処分いたします。
環境管理課	① 工事や事業の実施に伴い、粉じんの飛散防止、騒音・振動の発生防止に努めてください。また、公共用水域、地下水及び土壌を汚濁・汚染することのないよう十分留意願います。 ② パワーコンディショナー等の附帯設備から発生する騒音等により、周辺的生活環境が損なわれることがないよう設備の仕様・配置等を十分検討すること。なお、設備設置後においても、周辺住民からの相談等の状況に応じて必要な防音対策を実施してください。 ③ 3,000m²以上の土地の形質の変更(切土・掘削、盛土、造成等)を行う場合は、実施の30日前までに土壌汚染対策法第4条第1項に基づく一定の規模以上の土地の形質の変更届出書が必要です。	① 低騒音型重機の使用や、必要に応じた防音シートの設置等により、騒音に配慮します。また、区域内の雨水放流部に堰堤を設け敷地内を調整池・沈砂池としますので、濁水の原因となる土砂を沈砂させたのち放流することで対処します。 ② パワーコンディショナーや受変電設備は最寄りの民家から平面的に40～50m程度以上離れた位置かつ木で遮られた山の上での配置を計画しており、騒音に配慮した配置になっています。 ③ 土壌汚染対策法に基づく一定の規模以上の土地の形質の変更届出書を12月15日に提出いたしました。
農林水産総務課	1 登記簿上の地目を問わず、農地法に定める農地又は採草放牧地である土地を本事業の用に供する場合には、同法に基づく許可が必要となりますので、九度山町農業委員会に確認してください。 2 周辺及び下流域に農地がある場合は、その農地に対して影響を及ぼさないよう必要な防除措置を行ってください。	1 九度山町農業委員会に農地ではないことを確認いたしました。 2 下流域に影響がないような形で計画を進めます。
里地・里山振興室	・多面的機能支払交付金 特になし ただし、もし事業区域内に農用地があり、交付金を交付している場合は、原則、減少した対象農用地について遡及返還の対象となりますので御留意願います。 ・中山間地域等直接支払交付金 特になし	九度山町農業委員会に農地ではないことを確認いたしました。

	ただし、もし事業区域内に農用地があり、交付金を交付している場合は、原則、減少した対象農用地について遡及返還の対象となりますので御留意願います。	
農業農村整備課	意見なし	—
果樹園芸課	周辺農地の農作物の栽培に影響を及ぼさないよう配慮してください。	周辺農地の農作物の栽培に影響を及ぼさないよう配慮した設計で進めます。
林業振興課	本事業地については、地域森林計画対象民有林が存在します。地域森林計画対象民有林において立木の伐採または1ヘクタールを超えない開発行為を行う場合は、地域森林計画対象民有林の範囲・面積を伊都振興局林務課にて必ず確認の上、伐採を開始する 90日から30日前までに、九度山町長へ「伐採及び伐採後の造林の届出」の提出等必要な手続の確認をお願いします。	12月14日に九度山町長へ「伐採及び伐採後の造林の届出」を提出いたしました。
森林整備課	1. 当該計画地は、地域森林計画対象民有林を含みますので、「和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例」の事業計画の案を作成するにあたっては、森林の造成行為について、伊都振興局林務課と必要な協議を行ってください。 2. 開発に係る地域森林計画対象民有林の範囲、面積等については、必ず伊都振興局林務課に確認をとってください。 3. 開発に係る地域森林計画対象民有林が1haを超える場合には、森林法に基づく林地開発許可の手続きが必要となりますので、伊都振興局林務課と必要な協議を行ってください。	1. 伊都振興局林務課に伐採届出を提出するように指示を受けました。12月14日に九度山町長へ「伐採及び伐採後の造林の届出」を提出いたしました。 2. 九度山町産業振興課林政係中岸様に事業地の全面積が民有林に該当することを確認いたしました。事業範囲は9643㎡です。 3. 開発に係る地域森林計画対象民有林は1haを超えません。
資源管理課	(和歌山県漁業調整規則第44条) (漁業法第195条) ① 事業の実施により水産動植物に被害を及ぼさないように措置すること。 ② 申請地周辺の河川には漁業権が設定されているため、権利内容に影響を及ぼすと判断される場合には、権利者の理解を得ること。 ③ 万一、漁業に被害が生じたとき及び事業実施により発生する諸問題については、当事者において責任をもって解決すること。	① 事業の実施により水産動植物に被害を及ぼさないように設計いたします。 ② 玉川漁協の理事会に参加をさせて頂き、組合員の皆様に事業内容のご説明させて頂きました。害が生じたとき及び事業実施により発生する諸問題については弊社が責任を持って対応いたします。 ③ 万一、漁業に被害が生じたとき及び事業実施により発生する諸問題については、責任をもって解決いたします。
技術調査	・特定建設資材を使用する場合は、工事規模により	・建設リサイクル法の届出を工事着手7日まで

課	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」に基づき、工事に着手する7日前までに届出が必要です。 ・1件あたり500万円以上の工事を請負により施工する場合は、建設業許可を有する業者に請け負わせる必要があります。	に提出いたします。 ・500万円以上の工事を請負により施工する予定があるため、建設業許可を有する業者を選定して工事を請け負わせます。
砂防課	・事業計画区域内には、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域は含まれていません。 ・土地の造成等により発生する土砂を事業区域外へ搬出する場合、搬出量、搬出期間、搬出目的によっては、採石法上の採石業となり、採石法第32条に基づく登録、採石法第33条に基づく採取計画の認可が必要となることがあるため、事前に協議願います。	・承知いたしました。 ・採石法は該当しません。区域内の掘削土(切土)は場内埋戻しに転用いたします。
道路保全課	(1)必要な法令手続等 ・特になし (2)防災面、安全面、環境面、景観面等で検討すべき事項 ・特になし	—
河川課	開発に伴い、水害防止の観点から下流河川に影響を与えないようにすること。 必要に応じて、適切な防災措置を講じること。	事業地範囲の水下(南西部)に高さ60cmの防災小堤を施工し、オンサイトにて排水をします。したがって南西にある下流の丹生川には水害的影響がないよう計画をしています。
都市政策課 (宅地造成等規制法関係) (景観)	①今回の事業が、宅地造成等規制法第2条第2号に規定する宅地造成に該当する場合は、条例第11条第1項第4号の規定による認定の基準に適合する必要があります。詳細は、伊都振興局建設部総務調整課にお問い合わせください。 ②今回の事業は、和歌山県景観計画による制限の対象となることから、条例第11条第1項第10号の規定により、当該景観計画に適合させる必要があります。については、条例第3条に基づく太陽光発電事業計画の作成にあたっては、和歌山県景観計画及び太陽光発電施設の設置に関する景観カイドラインに則し、特に下記の点について配慮してください。 ・周辺地域からの事業地の見え方を整理の上、必要な措置(パネルの配置、フレームの色彩、緑化、目隠し等)を検討のこと。	① 宅地造成に該当しません。景観届出の提出にて対応いたします。 ② 和歌山県景観計画及び太陽光発電施設の設置に関する景観カイドラインに則し、景観法の届出を12月14日に提出いたしました。

	・完成予想図は、事業地周辺で不特定多数の人が望見できる場所からのパース図もしくはフォトモンタージュを作成すること。 詳細は、都市政策課にお問い合わせください。	
文化遺産課	意見なし なお、事業予定地は県指定文化財(名勝)「玉川峡」の近接地であることから、事業の実施にあたっては、名勝景観及び環境に十分配慮頂きますようお願いいたします。	名勝景観及び環境に十分配慮するように事業を進めます。

別紙 伊都振興局に係る協議事項対応表

健康福祉部 衛生環境課	① 3,000㎡以上の土地に土砂を事業区域外から搬入し、埋め立てを行う場合は、「産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例」の特定事業に該当し、許可を要します。土砂の扱いについて確認の上、事前に協議ください。 ② 3,000㎡以上の土地の形質変更(切り土及び盛り土、舗装を含む。)を行う場合は、「土壌汚染対策法」第4条に基づく届出が必要です。 ③ 土砂等の埋立等を行う場合は、「産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例」第18条に基づき、土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないように必要な措置を講じてください。 ④ 工事騒音や、パワーコンディショナー等の騒音に十分注意してください。 ⑤ 雨による土砂の流出防止に注意してください。 ⑥ 雑草の管理を行い、害虫の発生防止に努めてください。 ⑦ 工事に伴い発生する廃棄物については、適正に処理してください。 ⑧ ダンプ等の車両の通行による騒音・振動に留意ください。 ⑨ タイヤ洗い場等を設け、適正管理するとともに、粉じん発生等の防止に努めてください。 ⑩ 事業計画段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図り、地域住民に十分配慮して事業を実施してください。	① 3,000㎡以上の土地に土砂を事業区域外から搬入し、埋め立てを行わない計画になっております。 ② 土壌汚染対策法の届出を12月15日に提出いたしました。 ③ 架台下の盛土は碎石で行うため、崩落・飛散はしません。その他は窪地を平地にするための埋戻しをする程度なので、その部分も崩落・飛散の危険はありません。また、区域内を小堤等で囲ったオンサイトの調整池とするため、土砂の流出はしません。 ④ 岩掘削(ブレーカー掘削)を計画しているため、低騒音型重機の使用や、必要に応じた防音シートの設置等により、騒音に配慮します。パワーコンディショナーや受変電設備は最寄りの民家から平面的に40～50m程度以上離れた位置かつ木で遮られた山の上での配置を計画しており、騒音に配慮した配置になっています。詳細は環境影響評価書をご参照ください。 ⑤ もともと雨で地盤が削れるような軟弱地盤ではありませんが、万が一に備えて事業境界の水下に高さ60cmの防災小堤を計画して土砂を堰き止めます。 ⑥ 年に複数回のメンテナンスで除草作業を行います。 ⑦ 排出事業者はGPSSエンジニアリング株式会社とし、収集運搬者及び最終処分場許可業者にそれぞれ産廃契約後に依頼して適正に処理します。詳細は環境影響評価書をご参照ください。 ⑧ 運搬車両については過積載禁止を徹底し、警備員の配置により適切に交通整理・誘導します。 ⑨ 警備員配置により前面公道部分の清掃を徹底します。 ⑩ 地域住民に十分配慮して事業を進めます。
----------------	--	---

農林水産振興部 農業水産振興課	事業の実施により水産動植物に被害を及ぼさないように措置すること。	水産動植物に被害を及ぼさないような事業計画で進めさせていただきます。
農林水産振興部 林務課	・本計画箇所は、森林法第5条の地域森林計画対象民有林区域となっています。 また、県道から当該計画箇所への進入ルートも地域森林計画対象民有林区域に含まれています。 事業区域が1 haを超える場合は、森林法第10条の2における開発行為にあたり和歌山県知事の許可が必要となりますので、進入ルートを含む事業区域の設定範囲について、伊都振興局林務課と事前に協議して下さい。	進入路を含めて、事業区域は1haを超えません。
農林水産振興部 農地課	登記簿上の地目を問わず、農地法に定める農地又は牧草放牧地である土地を本事業の用に供する場合は、同法に基づく許可が必要となりますので、九度山町農業委員会へ確認して下さい。	九度山町農業委員会に農地ではないことを確認いたしました。
建設部 総務調整課 建築グループ	・高さが13mを超える場合、または建築面積1,000㎡を超える場合は、県条例に基づき景観届が必要です。 ・建設リサイクル届対象工事の場合、法第10条に基づく届出が必要です。 ・パネル下または架台内で屋内用途が発生する場合、建築基準法第6条にかかる手続きが必要です。 ・構造計算につきまして、地表面粗度についてはⅢで計算願います。	・景観法の届出を12月14日に提出いたしました。 ・建設リサイクル法の届出を工事着手7日までに提出いたします。 ・パネル下または架台内で屋内用途はありません。 ・計画地が都市計画区域外であるため、構造計算基準Ⅱに従って安全側に設計を進めます。

別紙 九度山町に係る協議事項対応表

総務課	・造成後において、災害が発生することがないように、適切な維持管理を行うこと。	・災害が発生することがないように、適切な維持管理に努めます。
産業振興課	・地目が山林であるため、伐採及び伐採後の造林の届出書が必要となります。(ただし、10,000㎡以上の山林開発の場合は、林地開発の許可(県許可)が必要となります。	事業区域は進入路を含めて1ha以下です。12月14日に九度山町長へ「伐採及び伐採後の造林の届出」を提出いたしました。
税務課	・設置完了翌年より、固定資産(償却)の対象のため申告が必要となります。	設置完了翌年より申告を行います。
建設課	・土地の区画形質の変更を行う場合は、「九度山町土地開発行為の適正化に関する条例」に基づき、開発行為協議書(1,000㎡)が必要です。 ・太陽光発電所の設置工事に伴い工事車両が出入りする際は、進入路にガードマンを配置し、交通の安全に努めること。また、県道が土砂等で汚れないよう清掃等を励行すること。	・「九度山町土地開発行為の適正化に関する条例」に基づき、手続きを行います。 ・警備員を配置し、前面公道部分の清掃を徹底します。
上下水道課	・造成時における河川への濁水侵入の対処を考慮してください。	区域内の雨水放流部に堰堤を設け敷地内を調整池・沈砂池としますので、濁水の原因となる土砂を沈砂させたのち放流することで対処します。
住民課	・住環境(主に南側)に与える影響について考慮してください。	住環境に与える影響について検討した上事業を進めます。

2022年8月9日

協議事項対応報告書

和歌山県環境生活部環境政策局
環境生活総務課長 様

住 所 (〒105-0014)

報告者

GPSS ホールディングス株式会社
東京都港区芝二丁目 5 番 10 号芝公園ND ビル 6 階
氏 名 代表取締役 目 崎 雅 昭

電話番号 03-6435-2391

2022年6月1日付けで通知のあった協議事項についての対応内容を報告します。

記

事前協議申出書受理年月日		2021 年 6 月 11 日
太陽光発電 事業の名称	和歌山県伊都郡九度山町太陽光発電所	
事業区域	所在地	和歌山県伊都郡九度山町大字河根字辻之内216-4
	面 積	9,926㎡
太陽光発電 設備	合計出力	832.5 k W
対応内容	別紙のとおり	

備考 太陽光発電事業計画の案の原案を添付すること。

別紙 県庁本庁課室に係る協議事項対応表

< 県庁本庁課室 >

担当部署	協議事項	対応内容
環境生活 総務課	・協議事項対応報告書は、知事あて正本 1 部、副本 6 部提出すること（副本 6 部に事業者控えは含んでおりません）。なお、添付書類は変更のあるもののみを提出することで差し支えありません。	承知いたしました。
森林整備 課	令和3年7月30日付け環生第04050003号の6で通知された、協議事項通知書内の当課協議事項の 1 ～ 3 について対応していない。 （参考：協議事項） 1. 当該計画地は、地域森林計画対象民有林を含みますので、「和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例」の事業計画の案を作成するにあたっては、森林の造成行為について、伊都振興局林務課と必要な協議を行ってください。 2. 開発に係る地域森林計画対象民有林の範囲、面積等については、必ず伊都振興局林務課に確認をとってください。 3. 開発に係る地域森林計画対象民有林が 1 ha を超える場合には、森林法に基づく林地開発許可の手続きが必要となりますので、伊都振興局林務課と必要な協議を行ってください。	1. 伊都振興局林務課に、防災対策の資料を提出し、協議が完了しました。 2. および 3. 伊都振興局林務課へ事業区域図を提出し、開発に係る地域森林計画対象民有林区域が 1 h a を越えていないことを確認しました。
都市政策 課	・宅地造成等規制法第 2 条第 2 号で、宅地造成とは「宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行う土地の形状の変更で政令で定めるものをいう。」と記載があり、さらに、宅地造成等規制法施行令第 3 条第 4 号には、「切土又は盛土をする土地の面積が 500 ㎡を超えるもの」と記載があります。今回の申請については、提出いただいている造成計画図から盛土面積が 500 ㎡を超えることから、宅地造成に該当します。したがって、和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例第 1 1 条第 1 項第 4 号の規定による認定の基準に適合する必要があります。つきましては、伊都振興局建設部総務調整課にて協議を行い、審査を受けて	伊都振興局の建設部および都市政策課と協議した結果、崖に該当する箇所はないと判断されました。また、擁壁や特殊材料による構造物は計画していません。 排水計画や造成計画については、和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例に基づき、林地開発許可申請の手引き（平成30年5月）を参照して計画地の降雨強度に対して適切に排水設備を設計し、協議の上建設部に提出しています。オンサイト調整池水下の小堤盛土についても、林務課と協議の上、円弧滑りの安定計算を行って安全性を確認し、排水機能を

	ください。	果たすに十分な計画としています。 道路側溝への排水に関して伊都振興局建設部 管理保全課の小松様と協議を行い、計画に関 して承諾をもらいました。
--	-------	--

<伊都振興局>

農林水産振 興部 林務課	・森林整備課の協議事項 1 及び2については、協議 及び確認が未完了となっています。 (参考：森林整備課協議事項) 1. 当該計画地は、地域森林計画対象民有林を 含みますので、「和歌山県太陽光発電事業の実施 に関する条例」の事業計画の案を作成するにあた っては、森林の造成行為について、伊都振興局林 務課と必要な協議を行ってください。 2. 開発に係る地域森林計画対象民有林の範 囲、面積等については、必ず伊都振興局林務課に 確認をとってください。	1. 伊都振興局林務課に、防災対策の資料を提出 し、協議が完了しました。 2. 伊都振興局林務課へ事業区域図を提出し、開 発に係る地域森林計画対象民有林区 域が1 h a を越えていないことを確認しまし た。
農林水産振 興部 農地課	周辺及び下流域に農地がある場合は、その農地に 対して影響を及ぼさないよう必要な防除措置を行 ってください。	承知しました。排水計算に基づき現状の雨水・土 砂の排出量を超えないように調整池を設置して事 業を行ってまいります。なお、九度山町農業委員 会から安田島土地改良区への説明を行うよう指示 があり、令和3年10月に安田島土地改良区の役員 会にて説明実施済みです。

GPSSホールディングス株式会社
代表取締役 目崎 雅昭 様和歌山県環境生活部
環境政策局環境生活総務課長

協議終了通知書

令和3年6月11日付けで受理した協議申出書については、和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例第4条の規定による協議の手続が終了したものと認められますので、通知します。

記

太陽光発電事業の名称	和歌山県伊都郡九度山町太陽光発電所	
事業区域	所在地	伊都郡九度山町大字河根字辻之内 216 番 4
	面積	9,926㎡
太陽光発電設備	合計出力	832.5kW
当該協議の有効期限	令和7年9月7日	
留意事項	①本通知は、和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例（以下、「条例」という。）第 11 条第 1 項各号に規定する認定の基準に適合することを証するものではありません。 ②条例第 6 条に規定する太陽光発電事業計画の作成にあつては、本協議で明らかになった事項について、本県及び関係市町村の担当部署等と十分な調整、対応等を行ってください。条例第 7 条に規定する認定の申請において、当該調整、対応等が不十分であった場合、基準不適合として不認定となる場合があります。 ③記載の有効期限までに和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例第 7 条に規定する太陽光発電計画の認定申請がなされなかったときは、この終了通知に関する協議については、取り下げたものとみなします。 ④今後、関係法令等及び関係法令等の改正への対応については自らの責任において行ってください。 ⑤認定申請を行うまでに、当該協議に係る内容を著しく変更するときは、再度協議を行う必要が生じる場合がありますので伊都振興局健康福祉部へ協議してください。また、事業を中止する場合も同振興局健康福祉部へ連絡してください。	

土地売買契約書

売出人 九度山町（以下「甲」という。）と買受人 GPS Sホールディングス株式会社（以下「乙」という。）とは、次の条項により土地の売買契約を締結する。

（売買物件）

第1条 甲は、その所有する次に掲げる土地（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、買受人は、これを買受けるものとする。

所 在	地 番	地 目	面 積
			公簿(㎡)
伊都郡九度山町大字河根字辻之内	2 1 6 番 4	山林	3 2, 7 6 9
計			3 2, 7 6 9

（売買代金）

第2条 売買代金は、金 [REDACTED] とする。

（契約保証金）

第3条 乙は、この契約に関し、契約保証金として金 [REDACTED] 円を、この契約の締結と同時に、甲の発行する納付書により、その指定する場所において納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

3 第1項の契約保証金には、利息をつけないものとする。

4 第1項の契約保証金は、乙の責めに帰すべき理由により、この契約が解除されたときは、甲は、その返還義務を負わないものとする。

（停止条件）

第4条 この契約の効力は、次に掲げる条件がいずれも成就したときに発生するものとする。

(1) 乙が和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例（平成30年和歌山県条例16号）第3条の規定に基づく認定を受けること。

(2) 乙が九度山町土地開発行為の適正化に関する条例（平成2年九度山町条例第2号）第4条に規定する同意を得ること。

2 乙は、前項に掲げる条件がいずれも成就したときは、直ちに甲に対し、その旨を書面により通知するものとする。

3 乙は、第1項の条件が成就する見込がないと判断したときは、直ちに甲に対し、その旨を書面により通知するものとする。

4 甲が前項の規定による通知を受けたときは、この契約の効力は発生しない。この場合において、甲は、前条第1項に定める契約保証金を乙に返還するものとする。

（売買代金の支払）

第5条 乙は、第2条に定める売買代金のうち、第3条第1項に定める契約保証金を除いた金 [REDACTED] 円を、甲の発行する納付書により、その指定する期日までに支払わなければならない。

2 前項に規定する支払に係る期日は、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、乙が第1項に定める義務を履行したときは、第3条第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。



この契約の証としてこの証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 3年 12月 1日

甲 住所 和歌山県伊都郡九度山町大字九度山1190番地

氏名 九度山町

町長 岡 本 章



乙 住所 東京都港区芝二丁目5番10号 芝公園NDビル6階

氏名 GPS Sホールディングス株式会社

代表取締役 目 崎 雅 昭



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成15年4月9日	不動産番号	1716000023430
地図番号	L53-4・L54-1・ L34-3・S13-2・ S13-4・S14-1・ S14-3	筆界特定	余白		
所 在	伊都郡九度山町大字河根字辻之内			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
216番4	山林	2919		余白	
余白	余白	2852		③216番4、216番21に分筆 〔昭和53年11月6日〕	
余白	余白	34013		③216番3の一部を合併 ③216番9、216番11を合筆 国土調査による成果 〔平成6年3月17日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成15年4月9日	
余白	余白	33818		③216番4、216番24に分筆 〔平成15年7月1日〕	
余白	余白	32769		③216番4、216番25に分筆 〔平成24年5月22日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成6年6月6日 第4296号	原因 昭和59年8月13日売買 所有者 和歌山県伊都郡九度山町大字九度山1 190番地九度山町役場内 九度山町土地開発公社 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成15年4月9日
2	所有権移転	平成24年7月6日 第3824号	原因 平成24年6月6日売買 所有者 和歌山県伊都郡九度山町



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(和歌山地方法務局橋本支局管轄)

令和4年9月13日

東京法務局港出張所

登記官

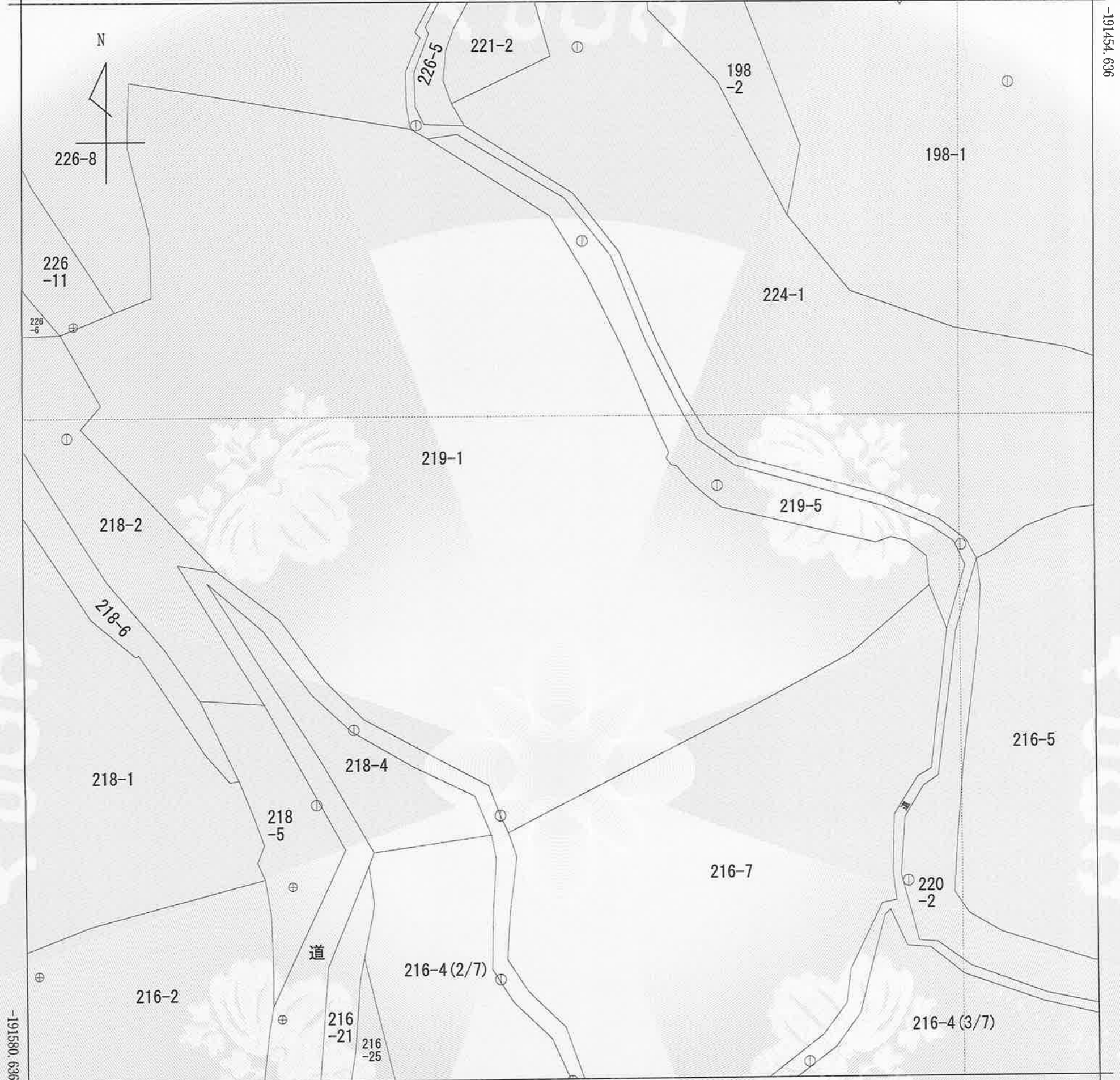
佐 野 哲 也



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K82400 (1 / 1)

1 / 1



-39170.935 (座標値種別：測量成果)

地番区域見出
大字河根

請求部	所在	伊都郡九度山町大字河根字辻之内					地番	216番4		
出力縮尺	1/500	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	VI	分類	地図(法第14条第1項)国調法19-5指定		種類	地籍図
作成年月日					備付年月日(原図)	平成6年4月8日		補事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

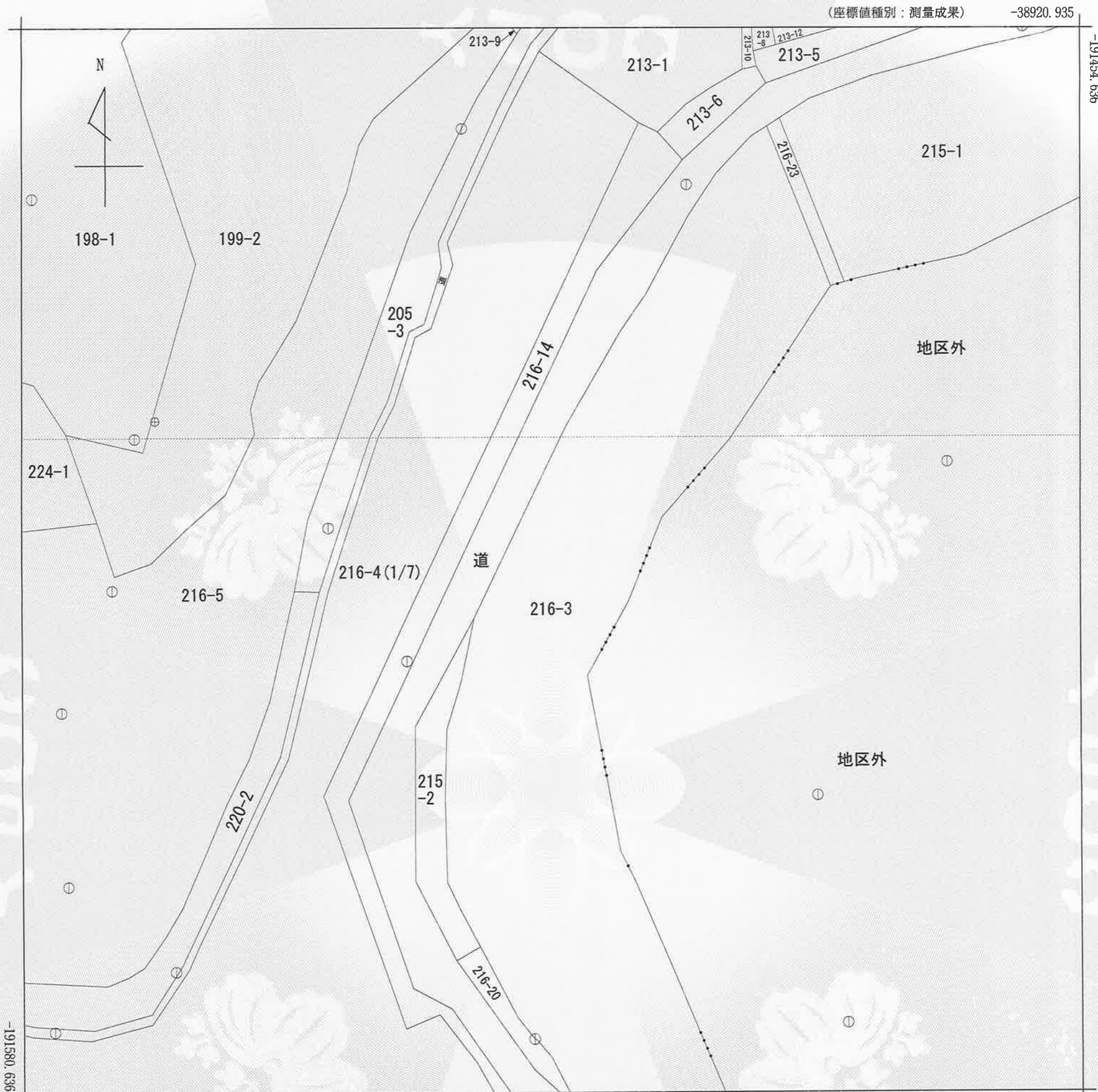
(和歌山地方法務局橋本支局管轄)

令和4年9月13日

東京法務局港出張所
登記官

佐野哲也



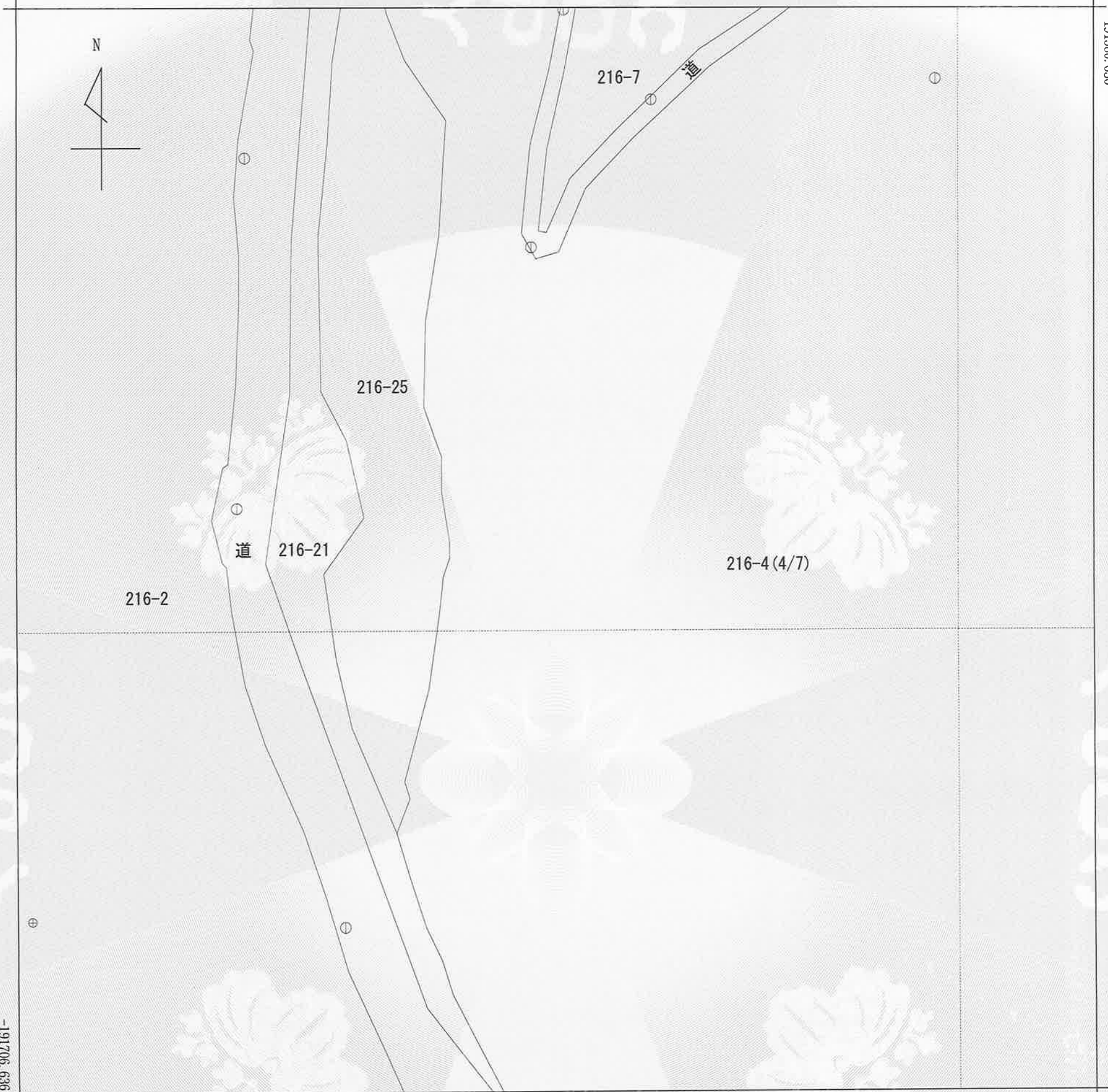


請求部	所在	伊都郡九度山町大字河根字辻之内					地番	216番4		
出力縮尺	1/500	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	VI	分類	地図(法第14条第1項)国調法19-5指定	種類	地籍図	
作成年月日					備付年月日(原図)	平成6年4月8日		補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。
(和歌山地方法務局橋本支局管轄)
令和4年9月13日
東京法務局港出張所
登記官
整理番号：H23383-1
(2/6)

佐野哲也





-39170.935 (座標値種別：測量成果)

地番区域見出
大字河根

請求部	所在	伊都郡九度山町大字河根字辻之内					地番	216番4		
出力縮尺	1/500	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	VI	分類	地図(法第14条第1項)国調法19-5指定		種類	地籍図
作成年月日					備付年月日(原図)	平成6年4月8日		補事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(和歌山地方法務局橋本支局管轄)

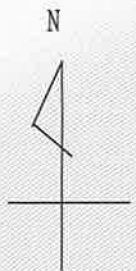
令和4年9月13日

東京法務局港出張所

登記官

佐野哲也





216
-20

地区外

216-4(5/7)

216
-14 道

216-3

216-19

-191706.636

地番区域見出
大字河根

請求部	所在	伊都郡九度山町大字河根字辻之内				地番	216番4			
出力縮尺	1/500	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	VI	分類	地図(法第14条第1項)国調法19-5指定		種類	地籍図
作成年月日					備付年月日(原図)	平成6年4月8日		補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(和歌山地方法務局橋本支局管轄)

令和4年9月13日

東京法務局港出張所

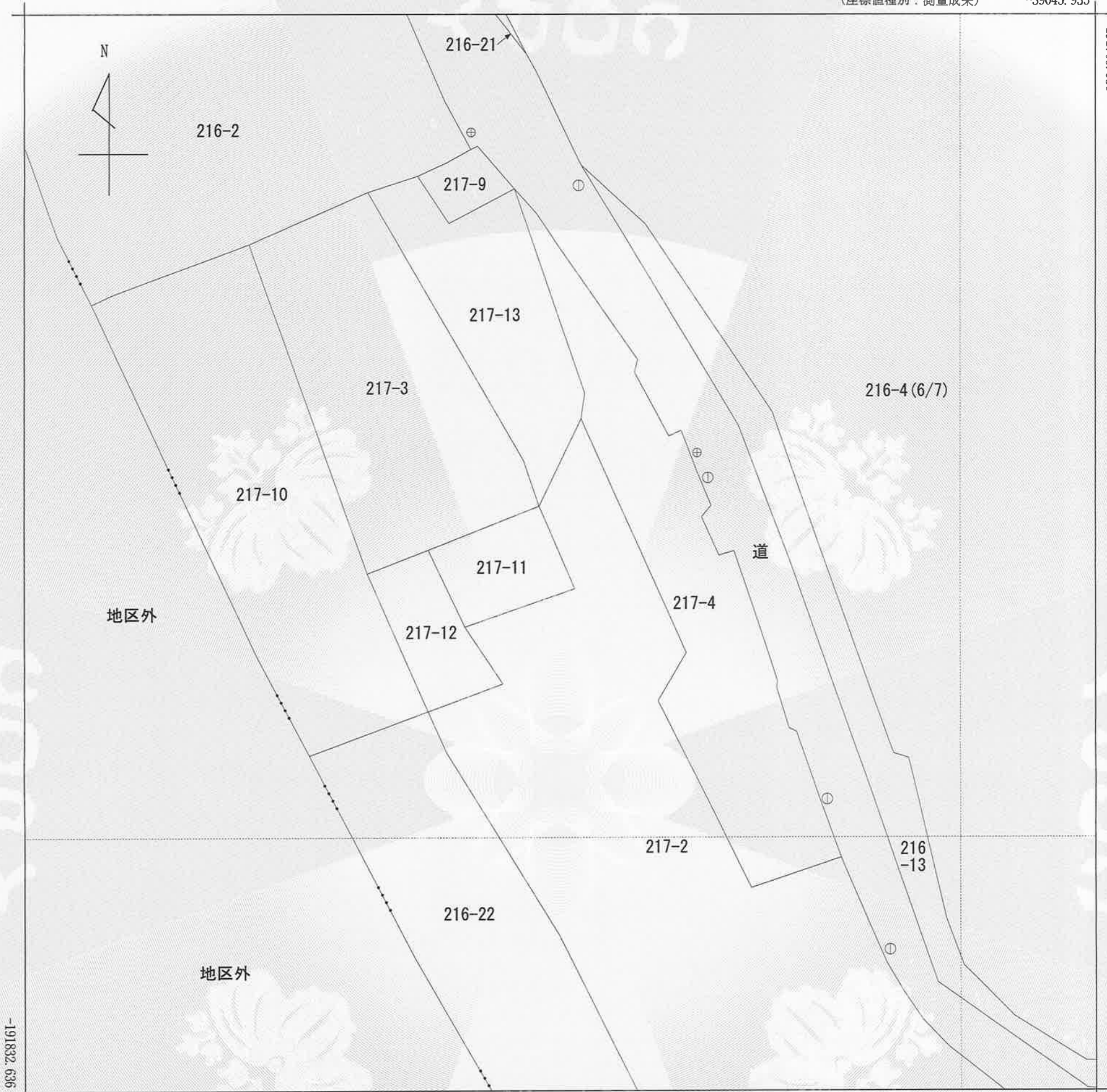
登記官

整理番号：H23383-1

(4/6)

佐野哲也





-39170.935 (座標値種別：測量成果)

地番区域見出
大字河根

請求部	所在	伊都郡九度山町大字河根字辻之内					地番	216番4		
出力縮尺	1/500	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	VI	分類	地図(法第14条第1項)国調法19-5指定		種類	地籍図
作成年月日					備付年月日(原図)	平成6年4月8日		補事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(和歌山地方法務局橋本支局管轄)

令和4年9月13日

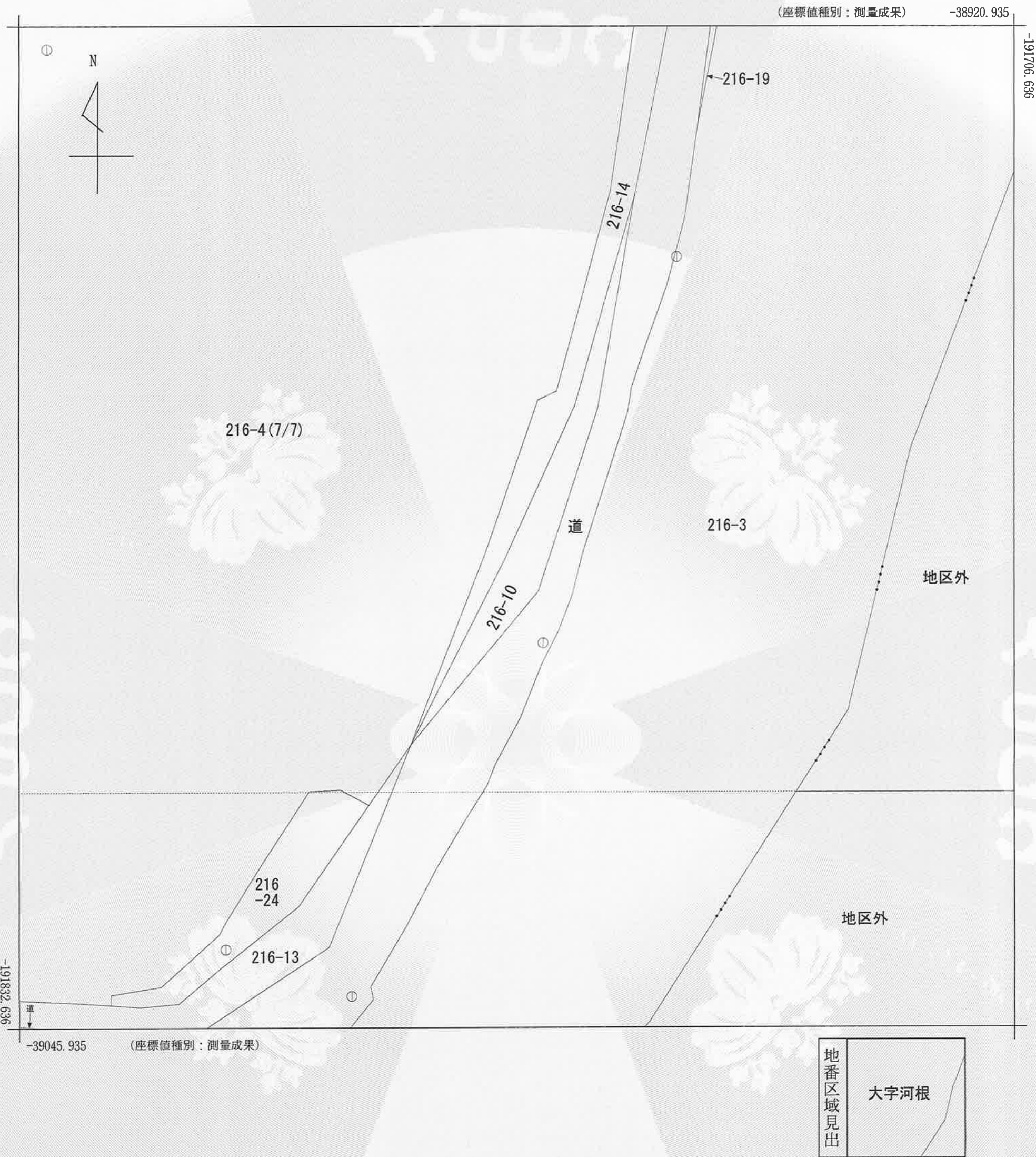
東京法務局港出張所

整理番号：H23383-1

登記官

佐野哲也





請求部	所在	伊都郡九度山町大字河根字辻之内					地番	216番4		
出力縮尺	1/500	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	VI	分類	地図(法第14条第1項)国調法19-5指定		種類	地籍図
作成年月日					備付年月日(原図)	平成6年4月8日		補記事項		

GPSS ホールディングス株式会社定款

令和元年	8月	2日	作成
令和元年	11月	1日	変更
令和2年	3月	18日	変更
令和4年	1月	26日	変更

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、GPSSホールディングス株式会社と称し、英文ではGPSS Holdings Inc. と表記する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を行うこと及び次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 再生可能エネルギーによる発電所の設計、調達、建設事業並びにその管理及び運営
- (2) 再生可能エネルギー発電事業及び再生可能エネルギーによる発電所に関する用地取得及び各種許可申請等行政手続の代行
- (3) 再生可能エネルギー発電事業及び再生可能エネルギーによる発電所に関する各種資材、物品の設置
- (4) 再生可能エネルギー発電事業及び再生可能エネルギーによる発電に関する各種資材、物品の企画開発、生産、輸入、販売及びその代行
- (5) 再生可能エネルギーによる発電、電気の供給及び販売
- (6) 再生可能エネルギー発電に関する状況調査、資源探査及びデータ解析に関する業務
- (7) 再生可能エネルギー発電事業及び再生可能エネルギーに関する各種イベントの企画・制作及び運營業務
- (8) 再生可能エネルギー発電事業及び再生可能エネルギーに関する調査研究、情報提供及びコンサルティング
- (9) 再生可能エネルギー発電事業及び再生可能エネルギーによる発電所に対する投資、運用及び売買並びにそれらのコンサルティング
- (10) 環境アセスメントに関する業務
- (11) バイオガスプラント等による発電、創熱及び産業用ガス事業
- (12) バイオガスプラントから得られるエネルギー、産業用ガス、ミネラル元素、有機肥料、土壌改良剤等の製造、販売及びこれら資源を利用した循環型農業の運営とコンサルティング
- (13) バイオガスプラント及び循環型農業事業に関するファイナンス、開発、投資業務
- (14) バイオガスプラント及び循環型農業施設の設計、施工、輸入、販売
- (15) 電熱併給システムの輸入、販売及びメンテナンス業務
- (16) バイオガス原料の輸入、国内調達及び販売並びにコンサルティング
- (17) バイオガス事業及び循環型農業事業とその付帯事業のための調査、研究
- (18) 低炭素、脱炭素に配慮した事業及び産業廃棄物の削減に関するコンサルティング
- (19) 天然ガス等のパイプラインの設計、調達及び建設業務
- (20) 天然ガス及びパイプラインに関する資源探査、地質調査及びデータ解析業務

- (21) 農業、林業、畜産業及び漁業の経営
- (22) 農産物、畜産物、魚介類の生産、仕入れ、加工、貯蔵、運搬、販売及び輸出入
- (23) 農産物、林産物、畜産物及び水産物の生産に必要な資材の製造販売
- (24) 水田、畑、牧場及び施設の取得、管理及び経営
- (25) 農園、農業体験農園、貸農園、農園休憩宿泊施設、農村滞在型余暇活動に利用される施設設備、農産物直売所及び飲食店の運営、管理及び経営
- (26) 所有する機械・施設の余剰稼働力の利用及び賃貸
- (27) 農業、林業、漁業及び食に関する地域活性化事業、教育事業及び人材育成支援事業
- (28) 自治体の発電事業コンサルティング
- (29) 電力の供給及び売買業務並びに送配電業務
- (30) 発電機の販売
- (31) 前各号に関する事業、商品及び技術に関する調査、研究、研修、コンサルティング、生産、販売及び輸出入業務並びにその代行
- (32) 前各号に関する事業、商品及び技術に関する資金調達の助言及びコンサルティング
- (33) 電力先物及びその派生商品の取引業務
- (34) 投資事業組合財産の運用及び管理並びに投資事業組合財産持分の募集及び販売
- (35) 第二種金融商品取引業
- (36) 金融商品の販売・仲介・運用・ファイナンシャルプラン業務を含むコンサルティング及び管理に関する業務
- (37) 不動産の売買、賃貸、仲介、管理利用及びコンサルティング業務
- (38) サステナビリティ推進に資する事業への投資
- (39) 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載して行う。

(機関の設置)

第5条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、1万株とし、次に掲げる事項の異なる種類株式を発行することができる。

普通株式	9800株
A種優先株式	200株

(株券の不発行)

第7条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(自己株式の取得)

第7条の2 当会社は、株主総会の決議に基づき、特定の株主との合意によりその有する株式の全部又は一部を取得することができる。

2 前項の場合、当該特定の株主以外の株主は、自己を売主に追加することを請求することができない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の発行する株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を要する。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第9条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の発行する株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第10条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求をすることができる。

(質権の登録)

第11条 当会社の株式につき質権の登録を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録の抹消についても同様とする。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するために必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

第13条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければ

ばならない。届出事項等に変更を生じたときも、同様とする。

2 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第2章の2 優先株式

(A種優先配当等)

第13条の2 当社は、剰余金の配当を行う場合、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、事業年度ごとにA種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に年率1%を乗じて算出した額の剰余金（但し、A種優先株式の払込期日の属する事業年度においては、当該払込期日（同日を含まない。）から当該事業年度の末日（同日を含む。）までの日数を365で除して得られる数を当該額に乗じて得られる額）（1円未満を切り捨てる。以下「A種優先配当額」という。）を配当する。但し、当該事業年度に設けられた基準日によりA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して剰余金の配当を行ったときは、その額を控除した額とする。

2 ある事業年度の末日を基準日として、当該事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当額の合計額がA種優先株式1株につきA種優先配当額に達しないときは、そのA種優先株式1株当たりの不足額（以下「A種優先累積未払配当額」という。）は翌事業年度以降に累積する。A種優先累積未払配当額については、普通株主及び普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株式1株につきA種優先累積未払配当額に達するまで、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して剰余金を配当する。

3 A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、1事業年度においてA種優先配当額を超えて配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で、行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(残余財産の分配)

第13条の3 当社は、残余財産を分配する場合、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下「A種優先残余財産分配額」という。）の残余財産を分配する。

- 2 A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してA種優先残余財産分配額の残余財産が分配された後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者は、A種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。

(普通株式を対価とする取得請求権(転換権))

第13条の4 A種優先株主は、いつでも、当会社に対し、本条第4項に定める数の当会社の普通株式の交付と引換えに、その保有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求(以下「転換請求」という。)できるものとし、当会社は、当該転換請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、法令上可能な範囲で、当該A種優先株主に対して本条第4項に定める数の当会社の普通株式を交付するものとする。

- 2 転換価額は8,000,000円とし、次号の規定による調整が行われる場合は、当該調整後の転換価額とする。

3 転換価額の調整

- (1) 当会社は、当会社がA種優先株式の発行後、以下に掲げる各事由により当会社の株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\begin{array}{lcl} \text{調整後} & & \text{調整前} \\ \text{転換価額} & = & \text{転換価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{調整前転換価額}} \\ & & \text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数} \end{array}$$

- (2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 調整前転換価額を下回る払込金額をもって当会社普通株式を新たに発行し、又は当会社の保有する当会社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当会社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当会社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当会社普通株式を交付する場合を除く。)
調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合
調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ③ 調整前転換価額を下回る払込金額をもって当会社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は調整前転換価額を下回る払込金額をもって当会社普通

株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。但し、当会社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の役員、従業員又は社外アドバイザー等に対してストックオプションとして発行又は処分する新株予約権を除く。）を発行又は処分する場合

転換価額調整式で使用する「新発行・処分株式数」及び「1株当たりの払込金額」は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして算出するものとし（疑義を避けるために付言すると、当該取得請求権付株式又は新株予約権の行使により取得可能な当会社の普通株式数は転換価額調整式で使用する「既発行株式数」に含めない。）、調整後の転換価額は、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当会社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに調整前転換価額を下回る価額をもって当会社普通株式を交付する場合

調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- (3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (5) 転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当会社の発行済普通株式数から当会社の保有する当会社普通株式数を控除した株式数とする。なお、当会社が発行している取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債その他の証券又は権利に基づき取得可能な当会社の普通株式については、上記の「既発行株式数」に含めない。
- (6) 上記②の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために転換価額の調整を必要とするときには、当会社は取締役会決議に基づき、必要な転換価額の調整を行う。
- 4 取得により交付する当会社の普通株式数は以下のとおりとする。但し、交付する普通株式数に1株に満たない端数が生じた場合は、これを切り捨て、金銭による調整は行わない。

取得により	取得される
交付する普	= A種優先株式の ÷ 転換価額
通株式数	払込金額総額

上記の「A種優先株式の払込金額総額」は、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。

(普通株式を対価とする取得条項)

第13条の5 当社は、当会社株式のいずれかの金融商品取引所への上場の申請を行うことが当会社の取締役会で可決された場合には、当会社の取締役会で定める日をもって、発行済みのA種優先株式の全部を取得し、引換えにA種優先株主に対して前条第4項に定める数の普通株式を交付することができる。

(金銭を対価とする取得条項)

第13条の6 当社は、A種優先株式の払込期日から3年間が経過した日以降いつでも、本株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、A種優先株式を取得するのと引換えに、本条第2項に定める金銭をA種優先株主に対して交付するものとする。

2 前項において、当社が取得するA種優先株式1株と引き換えに交付する金銭は、以下のいずれか高い金額とする。

(1) A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)

(2) 直近に発行又は処分された当会社の普通株式、種類株式、新株予約権又は新株予約権付社債(但し、当会社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の役員、従業員又は社外アドバイザー等に対してストックオプションとして発行又は処分する新株予約権を除く。)(以下「新株等」という。)に係る発行会社の普通株式1株当たりの価格((a)直近に発行又は処分された新株等が発行会社の普通株式である場合は、その1株当たりの払込金額とし、(b)直近に発行又は処分された新株等が発行会社の普通株式を取得可能な種類株式、新株予約権又は新株予約権付社債である場合は、発行会社の普通株式1株の取得に係る取得価格、転換価格又は行使価格とする。)

(合併、株式交換又は株式移転の場合の措置)

第13条の7 当社は、当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは共同株式移転をする場合は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下「A種優先分配額」という。)の存続会社、新設会社又は完全親会社の株式及び金銭その他の財産(以下「割当株式等」と

いう。)が割り当てられるようにする。なお、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してA種優先分配額に相当する割当株式等が割り当てられた後に、普通株主又は普通登録株式質権者に対して割当株式等を割り当てるときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者は、A種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの割当株式等の額と同額の割当株式等の割当てを受ける。

(議決権)

第13条の8 A種優先株主は、株主総会において1株当たり1個の議決権を有する。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

3 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第15条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第16条 株主総会の議長は、社長とし、社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第18条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議が

あったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第19条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第20条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第21条 当会社の取締役は、3名以上とする。

(取締役の選任の方法)

第22条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第24条 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議で定める。

2 代表取締役のうち1名は取締役社長とし、当会社の業務を執行する。

3 取締役会の決議により、取締役の中から取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

4 取締役会の決議により、前項に規定する者の中から業務執行取締役を選定することができる。

(取締役会の招集)

第25条 取締役会は取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、他の取締役があらかじめ定めた順序により、これに代わって招集する。

2 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の5日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。

3 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議の方法)

第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議等の省略)

第 27 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。

2 取締役又は監査役が取締役及び監査役の全員に対して取締役会に報告すべき事項（ただし、会社法第 363 条第 2 項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

(取締役会議事録)

第 28 条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

(報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任の一部免除)

第31条 当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第 4 2 5 条第 1 項で定める最低責任限度額を限度とする。

第 5 章 監査役

(員数)

第 32 条 当会社の監査役は、1 名以上とする。

(選任及び解任の方法)

第 33 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

2 監査役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(任期)

第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第 35 条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 36 条 当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から翌年 10 月 31 日までとする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第 37 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

2 剰余金の配当は、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

第 7 章 附 則

(法令の準拠)

第 38 条 この定款に定めのない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

本書は、当会社の定款に相違ない。

令和4年9月15日

東京都港区芝二丁目5番10号 芝公園NDビル6階

GPSSホールディングス株式会社

代表取締役 目崎 雅昭





履歴事項全部証明書

東京都港区芝二丁目5番10号芝公園NDビル6階
GPSSホールディングス株式会社

会社法人等番号	0104-01-147928		
商 号	GPSS HLD株式会社		
	GPSSホールディングス株式会社	令和 1年11月 1日変更	
		令和 1年11月 5日登記	
本 店	東京都港区芝二丁目5番10号芝公園NDビル6階		
公告をする方法	官報に掲載して行う。		
会社成立の年月日	令和1年9月2日		
目 的	1. <u>再生可能エネルギーによる発電所の設計、調達、建設事業並びにその管理及び運営</u> 2. <u>再生可能エネルギー発電事業及び再生可能エネルギーによる発電所に関する用地取得及び各種許可申請等行政手続の代行</u> 3. <u>再生可能エネルギー発電事業及び再生可能エネルギーによる発電所に関する各種資材、物品の設置</u> 4. <u>再生可能エネルギー発電事業及び再生可能エネルギーによる発電に関する各種資材、物品の企画開発、生産、輸入、販売及びその代行</u> 5. <u>再生可能エネルギーによる発電、電気の供給及び販売</u> 6. <u>再生可能エネルギー発電に関する状況調査、資源探査及びデータ解析に関する業務</u> 7. <u>再生可能エネルギー発電事業及び再生可能エネルギーに関する各種イベントの企画・制作及び運営業務</u> 8. <u>再生可能エネルギー発電事業及び再生可能エネルギーに関する調査研究、情報提供及びコンサルティング</u> 9. <u>再生可能エネルギー発電事業及び再生可能エネルギーによる発電所に対する投資、運用及び売買及びそのコンサルティング</u> 10. <u>環境アセスメントに関する業務</u> 11. <u>バイオガスプラント等による発電、創熱及び産業用ガス事業</u> 12. <u>バイオガスプラントから得られるエネルギー、産業用ガス、ミネラル元素、有機、肥料、土壌改良剤等の製造、販売及びこれら資源を利用した循環型農業の運営とコンサルティング</u> 13. <u>バイオガスプラント及び循環型農業事業に関するファイナンス、開発、投資業務</u> 14. <u>バイオガスプラント及び循環型農業施設の設計、施工、輸入、販売</u> 15. <u>電熱併給システムの輸入、販売及びメンテナンス業務</u> 16. <u>バイオガス原料の輸入、国内調達及び販売並びにコンサルティング</u> 17. <u>バイオガス事業及び循環型農業事業とその付帯事業のための調査、研究</u> 18. <u>低炭素、脱炭素に配慮した事業及び産業廃棄物の削減に関するコンサルティング</u>		

	19. 天然ガス等のパイプラインの設計、調達及び建設業務 20. 天然ガス及びパイプラインに関する資源探査、地質調査及びデータ解析業務 21. 農業、林業、畜産業及び漁業の経営 22. 農産物、畜産物、魚介類の生産、仕入れ、加工、貯蔵、運搬、販売及び輸出入 23. 農産物、林産物、畜産物及び水産物の生産に必要な資材の製造販売 24. 水田、畑、牧場及び施設の取得、管理及び経営 25. 農園、農業体験農園、貸農園、農園休憩宿泊施設、農村滞在型余暇活動に利用される施設設備、農産物直売所及び飲食店の運営、管理及び経営 26. 所有する機械・施設の余剰稼働力の利用及び賃貸 27. 農業、林業、漁業及び食に関する地域活性化事業、教育事業及び人材育成支援事業 28. 自治体の発電事業コンサルティング 29. 電力の供給及び売買業務並びに送配電業務 30. 発電機の販売 31. 前各号に関する事業、商品及び技術に関する調査、研究、研修、コンサルティング、生産、販売及び輸出入業務並びにその代行 32. 前各号に関する事業、商品及び技術に関する資金調達の助言及びコンサルティング 33. レストラン・喫茶及び飲食店の経営、管理、指導 34. 食料品、酒類、清涼飲料水及び煙草の販売 35. 電力先物及びその派生商品の取引業務 36. 投資事業組合財産の運用及び管理並びに投資事業組合財産持分の募集及び販売 37. 第二種金融商品取引業 38. 金融商品の販売・仲介・運用・ファイナンシャルプラン業務を含むコンサルティング及び管理に関する業務 39. 不動産の売買、賃貸、仲介、管理利用及びコンサルティング業務 40. 前各号に付帯関連する一切の業務
	1. 再生可能エネルギーによる発電所の設計、調達、建設事業並びにその管理及び運営 2. 再生可能エネルギー発電事業及び再生可能エネルギーによる発電所に関する用地取得及び各種許可申請等行政手続の代行 3. 再生可能エネルギー発電事業及び再生可能エネルギーによる発電所に関する各種資材、物品の設置 4. 再生可能エネルギー発電事業及び再生可能エネルギーによる発電に関する各種資材、物品の企画開発、生産、輸入、販売及びその代行 5. 再生可能エネルギーによる発電、電気の供給及び販売 6. 再生可能エネルギー発電に関する状況調査、資源探査及びデータ解析に関する業務 7. 再生可能エネルギー発電事業及び再生可能エネルギーに関する各種イベントの企画・制作及び運営業務 8. 再生可能エネルギー発電事業及び再生可能エネルギーに関する調査研究、情報提供及びコンサルティング 9. 再生可能エネルギー発電事業及び再生可能エネルギーによる発電所に対する投資、運用及び売買並びにそれらのコンサルティング 10. 環境アセスメントに関する業務 11. バイオガスプラント等による発電、創熱及び産業用ガス事業 12. バイオガスプラントから得られるエネルギー、産業用ガス、ミネラル元

	素、有機肥料、土壌改良剤等の製造、販売及びこれら資源を利用した循環型農業の運営とコンサルティング 13. バイオガスプラント及び循環型農業事業に関するファイナンス、開発、投資業務 14. バイオガスプラント及び循環型農業施設の設計、施工、輸入、販売 15. 電熱併給システムの輸入、販売及びメンテナンス業務 16. バイオガス原料の輸入、国内調達及び販売並びにコンサルティング 17. バイオガス事業及び循環型農業事業とその付帯事業のための調査、研究 18. 低炭素、脱炭素に配慮した事業及び産業廃棄物の削減に関するコンサルティング 19. 天然ガス等のパイプラインの設計、調達及び建設業務 20. 天然ガス及びパイプラインに関する資源探査、地質調査及びデータ解析業務 21. 農業、林業、畜産業及び漁業の経営 22. 農産物、畜産物、魚介類の生産、仕入れ、加工、貯蔵、運搬、販売及び輸出入 23. 農産物、林産物、畜産物及び水産物の生産に必要な資材の製造販売 24. 水田、畑、牧場及び施設の取得、管理及び経営 25. 農園、農業体験農園、貸農園、農園休憩宿泊施設、農村滞在型余暇活動に利用される施設設備、農産物直売所及び飲食店の運営、管理及び経営 26. 所有する機械・施設の余剰稼働力の利用及び賃貸 27. 農業、林業、漁業及び食に関する地域活性化事業、教育事業及び人材育成支援事業 28. 自治体の発電事業コンサルティング 29. 電力の供給及び売買業務並びに送配電業務 30. 発電機の販売 31. 前各号に関する事業、商品及び技術に関する調査、研究、研修、コンサルティング、生産、販売及び輸出入業務並びにその代行 32. 前各号に関する事業、商品及び技術に関する資金調達の助言及びコンサルティング 33. 電力先物及びその派生商品の取引業務 34. 投資事業組合財産の運用及び管理並びに投資事業組合財産持分の募集及び販売 35. 第二種金融商品取引業 36. 金融商品の販売・仲介・運用・ファイナンシャルプラン業務を含むコンサルティング及び管理に関する業務 37. 不動産の売買、賃貸、仲介、管理利用及びコンサルティング業務 38. サステナビリティ推進に資する事業への投資 39. 前各号に付帯関連する一切の業務 令和 4年 1月26日変更 令和 4年 2月18日登記
発行可能株式総数	1万株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>2400株</u>

	発行済株式の総数 2425株 各種の株式の数 普通株式 2400株 優先株式 25株	令和 2年 3月31日変更
		令和 2年 4月 6日登記
資本金の額	金1億円	
	金2億円	令和 2年 3月31日変更 令和 2年 4月 6日登記
発行可能種類株式 総数及び発行する 各種の株式の内 容	普通株式 9800株 A種優先株式 200株 1. A種優先配当等 1 当社は、剰余金の配当を行う場合、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、事業年度ごとにA種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に年率1%を乗じて算出した額の剰余金（但し、A種優先株式の払込期日の属する事業年度においては、当該払込期日（同日を含まない。）から当該事業年度の末日（同日を含む。）までの日数を365で除して得られる数を当該額に乗じて得られる額）（1円未満を切り捨てる。以下「A種優先配当額」という。）を配当する。但し、当該事業年度に設けられた基準日によりA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して剰余金の配当を行ったときは、その額を控除した額とする。 2 ある事業年度の末日を基準日として、当該事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当額の合計額がA種優先株式1株につきA種優先配当額に達しないときは、そのA種優先株式1株当たりの不足額（以下「A種優先累積未払配当額」という。）は翌事業年度以降に累積する。A種優先累積未払配当額については、普通株主及び普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株式1株につきA種優先累積未払配当額に達するまで、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して剰余金を配当する。 3 A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、1事業年度においてA種優先配当額を超えて配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で、行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。 2. 残余財産の分配 1 当社は、残余財産を分配する場合、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下「A種優先残余財産分	

配額」という。)の残余財産を分配する。

2 A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してA種優先残余財産分配額の残余財産が分配された後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者は、A種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。

3. 普通株式を対価とする取得請求権(転換権)

1 A種優先株主は、いつでも、当会社に対し、本項第4号に定める数の当会社の普通株式の交付と引換えに、その保有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求(以下「転換請求」という。)できるものとし、当会社は、当該転換請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、法令上可能な範囲で、当該A種優先株主に対して本項第4号に定める数の当会社の普通株式を交付するものとする。

2 転換価額は8,000,000円とし、次号の規定による調整が行われる場合は、当該調整後の転換価額とする。

3 転換価額の調整

(1) 当会社は、当会社がA種優先株式の発行後、以下に掲げる各事由により当会社の株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\begin{array}{rcl} & \text{既発行} & \text{新発行・} \\ & \times \text{株式数} & \text{処分株式数} \times 1 \text{株当たりの} \\ & + & \text{払込金額} \\ \hline \text{調整後} & \text{調整前} & \text{調整前転換価額} \\ \text{転換価額} & = \text{転換価額} & \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{調整前転換価額}} \end{array}$$

(2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 調整前転換価額を下回る払込金額をもって当会社普通株式を新たに発行し、又は当会社の保有する当会社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式取得、その他当会社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当会社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当会社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 調整前転換価額を下回る払込金額をもって当会社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は調整前転換価額を下回る払込金額をもって当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。但し、当会社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の役員、従業員又は社外アドバイザー等に対してストックオプションとして発行又は処分する新株予約権を除く。)を発行又は処分する場合

転換価額調整式で使用する「新発行・処分株式数」及び「1株当た

りの払込金額」は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして算出するものとし（疑義を避けるために付言すると、当該取得請求権付株式又は新株予約権の行使により取得可能な当会社の普通株式数は転換価額調整式で使用する「既発行株式数」に含めない。）、調整後の転換価額は、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当会社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに調整前転換価額を下回る価額をもって当会社普通株式を交付する場合
調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(5) 転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当会社の発行済普通株式数から当会社の保有する当会社普通株式数を控除した株式数とする。なお、当会社が発行している取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債その他の証券又は権利に基づき取得可能な当会社の普通株式については、上記の「既発行株式数」に含めない。

(6) 上記②の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために転換価額の調整を必要とするときには、当会社は取締役会決議に基づき、必要な転換価額の調整を行う。

4 取得により交付する当会社の普通株式数は以下のとおりとする。但し、交付する普通株式数に1株に満たない端数が生じた場合は、これを切り捨て、金銭による調整は行わない。

$$\begin{array}{lcl} \text{取得により} & & \text{取得される} \\ \text{交付する} & = & \text{A種優先株式の} \div \text{転換価額} \\ \text{普通株式数} & & \text{払込金額総額} \end{array}$$

上記の「A種優先株式の払込金額総額」は、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。

4. 普通株式を対価とする取得条項

当会社は、当会社株式のいずれかの金融商品取引所への上場の申請を行うことが当会社の取締役会で可決された場合には、当会社の取締役会で定める日をもって、発行済みのA種優先株式の全部を取得し、引換えにA種優先株主に対して前項第4号に定める数の普通株式を交付することができる。

5. 金銭を対価とする取得条項

1 当会社は、A種優先株式の払込期日から3年間が経過した日以降いつでも、本株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当会社は、A種優先株式を取得するのと引換えに、本項第2号に定める金銭をA種優先株主に対して交付するものとする。

2 前項において、当会社が取得するA種優先株式1株と引き換えに交付する金銭は、以下のいずれか高い金額とする。

(1) A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A種優先株式につ

	き、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。) (2) 直近に発行又は処分された当会社の普通株式、種類株式、新株予約権又は新株予約権付社債(但し、当会社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の役員、従業員又は社外アドバイザー等に対してストックオプションとして発行又は処分する新株予約権を除く。)(以下「新株等」という。)に係る発行会社の普通株式1株当たりの価格((a)直近に発行又は処分された新株等が発行会社の普通株式である場合は、その1株当たりの払込金額とし、(b)直近に発行又は処分された新株等が発行会社の普通株式を取得可能な種類株式、新株予約権又は新株予約権付社債である場合は、発行会社の普通株式1株の取得に係る取得価格、転換価格又は行使価格とする。) 令和 2年 3月18日変更 令和 2年 4月 6日登記		
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の発行する株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を要する。		
役員に関する事項	取締役	目 崎 雅 昭	
	取締役	目 崎 雅 昭	令和 2年12月24日重任
			令和 3年 2月 2日登記
	取締役	倉 田 隆 広	令和 1年11月 1日就任
			令和 1年11月 5日登記
	取締役	倉 田 隆 広	令和 2年12月24日重任
			令和 3年 2月 2日登記
	取締役	喜 田 健 資	令和 1年11月 1日就任
			令和 1年11月 5日登記
	取締役	喜 田 健 資	令和 2年12月24日重任
			令和 3年 2月 2日登記
			令和 4年 1月31日辞任
			令和 4年 2月18日登記

	取締役	寺岡達矢	令和 1年11月 1日就任
			令和 1年11月 5日登記
	取締役	寺岡達矢	令和 2年12月24日重任
			令和 3年 2月 2日登記
	取締役	今井光	令和 1年11月 1日就任
			令和 1年11月 5日登記
	取締役	今井光	令和 2年12月24日重任
			令和 3年 2月 2日登記
	取締役	門多丈	令和 1年11月 1日就任
			令和 1年11月 5日登記
	取締役	門多丈	令和 2年12月24日重任
			令和 3年 2月 2日登記
	取締役	野宮博	令和 1年11月 1日就任
			令和 1年11月 5日登記
	取締役	野宮博	令和 2年12月24日重任
			令和 3年 2月 2日登記
取締役	五十嵐康博	令和 3年 1月 1日就任	
		令和 3年 2月 2日登記	
取締役	宮本修平	令和 3年 1月 1日就任	
		令和 3年 2月 2日登記	
神奈川県横浜市中区山手町244番地17ハイコート山手パレ244南館101号			
代表取締役 目崎雅昭			
神奈川県横浜市中区山手町244番地17ハイコート山手パレ244南館101号			
代表取締役 目崎雅昭			
令和 2年12月24日重任			
令和 3年 2月 2日登記			

	東京都渋谷区広尾四丁目1番5-611号 代表取締役 倉田隆広	令和 1年11月 1日就任
		令和 1年11月 5日登記
	東京都千代田区三番町2番地1ザ・パークハウ スグラン千鳥ヶ淵201号 代表取締役 倉田隆広	令和 2年 2月22日住所 移転
		令和 2年 6月 9日登記
	東京都千代田区三番町2番地1ザ・パークハウ スグラン千鳥ヶ淵201号 代表取締役 倉田隆広	令和 2年12月24日重任
		令和 3年 2月 2日登記
	東京都千代田区神田猿樂町二丁目4番11号御 茶ノ水ロイヤルハイツ606号 代表取締役 倉田隆広	令和 4年 3月17日住所 移転
		令和 4年 3月30日登記
	監査役 松本靖彦	令和 1年11月 1日就任
		令和 1年11月 5日登記
非業務執行取締役 等の会社に対する 責任の制限に関す る規定	当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社 法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には 賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく 賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額を限度 とする。	
会社分割	令和1年11月1日東京都港区芝二丁目5番10号芝公園NDビル6階GPS Sホールディングス株式会社から分割	令和 1年11月 5日登記
取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社 令和 1年11月 1日設定	令和 1年11月 5日登記
監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社 令和 1年11月 1日設定	令和 1年11月 5日登記
登記記録に関する 事項	設立	令和 1年 9月 2日登記



東京都港区芝二丁目5番10号芝公園NDビル6階
GPSSホールディングス株式会社

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

令和 4年 9月 8日
東京法務局港出張所
登記官

佐 野 哲 也



整理番号 ア818621

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

10/10

協議事項対応報告書からの変更概要説明書（再協議事項対応報告書に係る提出書面一覧表）

事業名称： 和歌山県伊都郡九度山町太陽光発電所

再協議事項対応報告書に係る提出書面の種類		提出の有無	協議事項対応報告書からの変更の有無	変更概要・備考
協議事項対応報告書（協議様式第3号）		有		
太陽光発電事業計画（別記第1号様式）		無	無	
位置図		無	無	
求積図		無	無	
現況図		無	無	
土地利用計画図		無	無	
造成計画平面図		無	無	
造成計画断面図		無	無	
崖の断面図		無	無	
排水施設計画平面図		無	無	
太陽電池（パネル）の支持物の構造強度に関する書面	構造の詳細を記載した図面	無	無	
	構造計算書	無	無	
	基礎及び地盤に関する説明書	無	無	
設置予定の太陽電池（パネル）の仕様が分かる資料(カタログ等)		無	無	
太陽光発電設備（フレーム・架台・付属施設等）の色彩が分かる資料		無	無	
完成予想図（パース図、フォトモンタージュ等）		無	無	
事業区域及びその周辺の現況写真		無	無	
環境影響調査書案		無	無	
事業区域に係る土地の所有権その他の使用の権原について説明した書面		無	無	
法人登記簿謄本（事業者が法人の場合）又は住民票（事業者が個人の場合）		無	無	
FIT 法に基づく認定通知書の写し等		無	無	
その他書面（株主名簿、森林の面積が確認できる図面）		無	無	
その他書面（流域図、オンサイト調整池貯留範囲図、雨水排水計画）		有	有	事業範囲の微修正変更に伴う、造成区域や森林区域等面積の変更
その他書面（小堤安定計算、九度山辻ノ内太陽光発電所設置工事 盛土改良材 配合試験、切り土標準断面図_220603、排水施設構造図）		有	追加	

備考

--

別記第5号様式（第7条関係）

誓約書

2022年 10月 5日

和歌山県知事 様

住 所 （〒105-0014）

東京都港区芝二丁目5番10号芝公園NDビル6階

申請者

氏 名 GPSSホールディングス株式会社

代表取締役 目 崎 雅 昭

電話番号 03-6435-2391



申請者は、和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例第11条第2項各号に該当しない者であることを誓約します。